

平成23年第1回姫路市議会定例会

厚生委員会資料

空きびん類処理・処分委託契約書中の「再資源化できないもの」について

職員局

厚生委員会報告

平成23年3月 監察室

空きびん類処理・処分委託契約書中の「再資源化できないもの」について

平成22年4月21日に、監察室が行った「社会福祉法人との空きびん類処理・処分委託契約についての検証」では、聞き取り調査の結果として、委託契約書仕様書2(2)に規定する「再資源化できないもの」とは、カレット化の過程で発生するラベル、キャップを指すとの説明を行った。

この報告後、法面等に放置されたカレットが不法投棄と判断されるに至った。

このため、カレットが、ラベル、キャップ、土と混在し、法面等に放置された状態にあり、廃棄物或いは不法投棄と判断されるに至った場合、当該カレットが、同仕様書2(2)に規定する、「再資源化できないもの」に該当するか、について、改めて、本件契約にかかわりのあった職員から、聞き取りを行った。

その結果は、次のとおりであった。

- ① 委託契約の当事者である姫路市は、一般廃棄物の最終処理責任を負っているものであり、そのような立場にある姫路市が、廃棄物の不法投棄を容認する意思で契約を締結するとは考えられない。
- ② 委託契約は、法令を遵守して適法、適正に履行することは当然である。委託契約書第15条で五倫会に法令遵守義務を課し、仕様書第2(2)で、「再資源化できないものについては、自己の責任で適正処分しなければならない」と規定しているのも法令遵守の趣旨に基づくものである。従って、再資源化できない現状にあるカレットを廃棄物として不法投棄することが、契約上、容認されるものでない。
- ③ カレット化の過程で生じるラベル、キャップが、「再資源化できないもの」の典型として想定されるが、どのような性状のものであれ、再資源化できない現状にあるもの全般を包含している。従って、廃棄物及び不法投棄の判断を受けるに至ったカレットも「再資源化できないもの」に包含される。
- ④ 五倫会は、廃棄物行政の主体である姫路市から、一般廃棄物の処理・処分契約を受託しているのであるから、五倫会において、契約締結時、上記①～③を認識していなかった、と言うことはできない。

とのことであった。

以上の聞き取り結果から、廃棄物及び不法投棄との判断を受けるに至ったカレットは、空きびん類処理・処分委託契約書仕様書2(2)に規定する、「再資源化できないもの」に該当すると考えられる。